

## 介護老人福祉施設 かなしょうず園 入所基準要綱

### 1 目的

この基準は、介護老人福祉施設かなしょうず園（以下「当施設」という。）への入所申込みが増加している中で、施設サービスを受ける必要性が高い入所希望者を優先的に入所させるという観点から、入所に関する手続き及び基準を明示することにより、入所における透明性・公平性を確保するとともに、介護保険の主旨に即した施設サービスの円滑な実施に資することを目的とする。

### 2 入所判定委員会

- (1) 施設は、入所の決定に係わる「入所判定委員会」を設置し、入所順位名簿を整備し、入所希望者の入所の決定を行うものとする。
- (2) 委員は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等で構成する。
- (3) 委員会は、施設長が招集し、毎月実施することとする。又、その他必要に応じて開催するものとする。
- (4) 入所判定の経緯は議事録にまとめ、2年間保管するものとする。

### 3 入所対象者

入所対象者は、介護保険法に定める介護認定審査会において、要介護1～5と認定された者で、常時介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることが困難なものとする。

### 4 入所順位決定基準

- (1) 当施設は、入所申込受付に際し申込者全員について次に掲げる項目ア～ウを調査し、結果を別紙1により点数化し、特養入所希望者調査票（様式1）（以下「調査票」という。）に記載するものとする。また、担当する介護支援専門員等により、入所希望者の状況等の情報提供を受けるものとする。（様式2）
  - ア 本人の状況
  - イ 介護の必要性
  - ウ 家族等介護者の状況
- (2) 入所順位は、(1)により点数化し、点数の高い者を上位とし、同点の場合は入所申込受付順位とする。（この基準は入所判定委員会で決定し、見直すものとする）
- (3) (2)にかかわらず、入所希望者の中で次に掲げる要件に該当する者は、定員に空きが出来次第、優先して入所させるものとする。
  - ①緊急性
    - ア 介護者による虐待・介護放棄が認められ、緊急の保護を要すると市町が認める場合
    - イ 災害時
    - ウ その他特段の緊急性が認められ場合

## ②措置入所

- (4) 施設側に次に該当する事情が生じた場合には、必要に応じて入所希望者の入所順位を入れ替えることができるものとする。
  - ①性別（同じ居室等に異性が生活していることが処遇上マイナスとなる場合）
  - ②重度認知症者（特養の重度認知症処遇の専門性維持・強化を理由とする場合）
  - ③要介護度（入所者の平均要介護度が施設の適正運営を維持できる範囲を超えた場合）
- (5) 入所一時辞退者については順位を保留するものとする。
- (6) 申込者の死亡、他の特別養護老人ホームへの入所等により施設への入所が不要となった場合には、申込者・家族又は介護支援専門員等により入所申込みの取消を施設に連絡させるものとする。また、取り消しに当たり、申込者の申込みの状況が不明な場合は、申込者・家族又は介護支援専門員等により、三重県健康福祉部長寿社会室あてに申込状況を紹介し、確認させるものとする。（様式6～9）
- (7) 入所順位の見直しは、毎月行うものとし、介護度等の変更については連絡を受けたもののみ順位に反映するものとする。
- (8) (3)～(5)に該当し、優先入所を行う場合は、調査票にその旨を記載するものとする。
- (9) 当施設は、申込者及び家族等に対して入所順位決定方法等についての説明を行い、調査票の「説明確認欄」に確認署名を受けるものとする。

## 5 入所者の決定

施設は、入所順位名簿に基づき入所者の決定を行うものとする。但し、入所希望者に対し自ら適切な指定介護福祉施設サービスを提供することが困難な場合は、その理由について本人及び家族に対し十分に説明を行い、同意を得るものとする。

## 6 入所基準の公表等について

- (1) 当施設の入所基準は公表するものとする。
- (2) 当施設は申込者及び家族から求めがあった場合、記録を開示するものとする。
- (3) 当施設は市町又は県から求めがあった場合には、入所に関する記録を提出するものとする。

## 7 適用運用

- (1) 当施設は、この基準に基づき適正に入所事務を行うものとする。
- (2) 当施設は、県及び市町並びに介護支援専門員等との連携に努めるものとする。

## 付則

この入所検討基準要綱は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この入所検討基準要項は平成 25 年 12 月 16 日から施行する。

別表 1

ア	本人の状況（要介護度）	
	要介護 5	40点
	要介護 4	40点
	要介護 3	20点
	要介護 2	10点
	要介護 1	5点
	認知症による不適応行動あり（要介護 1～3 の場合のみ加算）※1	10点
イ	介護の必要性（①と②は重複不可）	
	① 体的理由又は認知症による不適応行動のため在宅生活を継続することが困難であり、介護保険の居宅サービスの利用（※2）が、要介護度 1～5 の利用上限単位数の平均（※3）の	
	6割以上	30点
	4割以上 6割未満	20点
	4割未満	10点
	② 宅生活が困難ため、当該特養以外の施設（※4）に入所（入院）している	20点
ウ	家族等介護者の状況	
	① 単身	30点
	② 齢者世帯、介護者が虚弱等	20点
	③介護者が就業中・複数の人を介護している等	10点

※1 「認知症による不適応行動あり」

自傷行為・夜間せん妄・興奮・大声・奇声・徘徊・攻撃的行為・不潔行為・摂食異常・弄火の問題行動・暴言暴行・昼夜逆転・介護に抵抗等の問題行動が、概ね 1週間に 1～2 回程度以上出現する場合。

※2 「介護保険の居宅サービス利用」

介護保険の「サービス利用表別表」の居宅サービス（訪問・通所系サービス及び短期入所）の区分支給限度基準内単位数の合計。（原則として、直近 3ヶ月の平均）

※3 「要介護度 1～5 の利用上限単位数の平均」

介護保険の居宅サービスの、要介護度 1～5 の区分支給基準額（単位）の合計を 5 で除した数値。

※4 「当該特養以外の施設」

医療機関、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護、養護老人ホームをいう。（短期入所生活介護・短期入所療養介護は含まない）